



# 「子ども手当」がはじまりました

平成22年4月から児童手当にかわり「子ども手当」制度がはじまりました。

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

## ◆主な変更点◆

	児童手当（平成22年3月まで）	子ども手当（平成22年4月から）
所得制限	あり	なし
対象年齢	12歳到達後最初の3月31日まで （小学6年生まで）	15歳到達後最初の3月31日まで （中学3年生まで）
支給月額	3歳未満又は第3子以降10,000円 第1子、2子 5,000円	一人13,000円

## ◆支給対象者◆

勝浦市にお住まいの方で、15歳到達後最初の3月31日までのお子さんを養育している父母など。

- 子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母です。父母に監護されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方が受給資格者となります。

## ◆申請について◆（詳しくは裏面をご覧ください）

- 子ども手当を受給するには、申請が必要です。所定の「子ども手当認定請求書」に記載の上、必要な書類を添付して市役所福祉課に申請してください。
- 平成22年3月まで児童手当を勝浦市で受給されていた方は、新たな申請は必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども（原則として中学2年生と3年生）がいる場合には、「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。）
- 公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

**申請の手続きが必要と思われる方には、4月下旬以降  
順次ご案内のお手紙を郵送する予定です。**

## ◆支給月◆

平成22年 6月（4・5月分）

および、児童手当を受給していた方は、児童手当の2・3月分もあわせて支給されます。

平成22年10月（6月・7月・8月・9月分）

平成23年 2月（10月・11月・12月・1月分）

※ 支払手続きの関係上、平成22年5月28日（金）までに申請した方は6月に支給します。

## ◆申請に必要な書類等◆

- 印鑑（認印）
- 請求者本人の名義の金融機関の通帳の写し
- 請求者の健康保険証の写し
- 外国人の方は外国人登録証

## ◆申請猶予期間◆

子ども手当の申請については、経過措置として申請猶予期間が設けられます。平成22年4月以降平成22年9月30日までに申請すれば、平成22年4月分から支給されます。

## 「子ども手当」申請手続きが必要/不要な場合

平成 22 年 3 月 31 日現在児童手当を受給しており、4 月から中学 2 年生・中学 3 年生になるお子さんがいない保護者の方 (平成 9 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さん)	申請手続きは必要ありません。
平成 22 年 3 月 31 日現在児童手当を受給しており、4 月から中学 2 年生・中学 3 年生になるお子さんがいる保護者の方 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日生まれのお子さん)	4 月から中学 2 年生・中学 3 年生になるお子さんについて「子ども手当額改定認定請求書」の提出が必要です。
所得制限により児童手当を受給していなかった保護者の方で、4 月から中学 3 年生以下のお子さんがある方 (平成 7 年 4 月 2 日以降にお生まれのお子さん)	「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。
4 月から中学 2 年生・中学 3 年生になるお子さんのみがある保護者の方 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日生まれのお子さん)	「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。
書類不備や未提出のため児童手当が支給停止になっている保護者の方で、4 月から中学 3 年生以下のお子さんがある方 (平成 7 年 4 月 2 日以降にお生まれのお子さん)	「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。
平成 22 年 4 月 1 日以降に勝浦市に転入された保護者の方・お子さん	「子ども手当認定請求書」の提出が必要です。
平成 22 年 4 月 1 日以降にお子さんがお生まれになった保護者の方	第 1 子の場合は「子ども手当認定請求書」を、第 2 子以降で既に児童手当を受給されていた場合は「子ども手当額改定認定請求書」をそれぞれ提出する必要があります。
4 月以降に勝浦市外に転出される方	手当受給者が転出されると、勝浦市での手当受給は消滅となります。「子ども手当消滅届」を提出願います。転出月まで勝浦市から手当を支給いたします。転入後 15 日以内に転入先の市町村に「子ども手当認定請求書」を提出して下さい。

### 子ども手当の趣旨にご協力をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。)

### 子ども手当の寄附について

子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄附して、子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいという方は、簡便に寄附を行うことが出来る手続きもありますので、ご関心の方は、お問い合わせください。



#### 【お問い合わせ】

〒299-5292

勝浦市新官 1343 番地の 1

勝浦市役所 福祉課児童係

電話 0470-73-6618 (直通)